平成２４年（フ）第５６号
沖縄県宜野湾市普天間１丁目26番22号
債務者　山川　良史
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第８３号
北海道帯広市西４条南19丁目11番地　河西マンション５号室
債務者　菅野　康則
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第４１３号
群馬県前橋市岩神町４丁目３番３号
破産者　株式会社ライズ
1　決定年月日　平成24年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４１４号
群馬県高崎市箕郷町矢原45番地６
破産者　松井　　竜
1　決定年月日　平成24年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３０号
山形県最上郡戸沢村大字古口3058番地
破産者　有限会社滝沢屋
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１４５８号
東京都立川市曙町２丁目11番７号
破産者　株式会社Ｓａｉコーポレーション
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４５９号
東京都北区田端６－９－７―304号、開始決定時の住所東京都立川市一番町６丁目１番地の５一番町ハイツ601号
破産者　橋本　高志
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４８７号
岡山市南区福成２丁目９番１号
破産者　宮﨑　幸男
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８８号
埼玉県越谷市相模町３丁目20番地１
破産者　Ｃ．Ｓプランニング有限会社
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第７３９号
神奈川県平塚市公所282番地の12　セイワテラス３－Ａ
破産者　村元　一郎
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１７１号
北海道登別市片倉町６丁目５番地１　登別市職員住宅Ｃ－２
破産者　蓬田　匡俊
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
長野県茅野市ちの2955番地
破産者　小川　惠子
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１２６号
長野県松本市波田9966番地２グローリー下島Ｂ―202
破産者　田中　博住
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３０号
愛媛県今治市大新田町５丁目３番21号、旧住所愛媛県今治市大新田町５丁目３番23号
破産者　矢野　豪甫
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第２３号
熊本県山鹿市山鹿982番地１
破産者　森　　和彦
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１１２号
宮城県伊具郡丸森町字石渕45番地２
破産者　星　みゆき
1　決定年月日　平成24年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第３６７号
福岡県大野城市つつじケ丘４丁目５番３号、前住所福岡県大野城市つつじケ丘４丁目５番５号
破産者　山本　俊晴
1　決定年月日　平成24年４月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６８９号
埼玉県草加市谷塚町1363番地１　リレント谷塚302号
破産者　本島　義和
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
長野県松本市安曇2721番地
破産者　前田　安正
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部